

広島県  
庄原市

守りたい!地域医療

令和7年度

# 医療従事者 育成奨学金 募集要項

庄原市では医師・看護師・助産師・准看護師になって  
庄原市内の医療機関で勤務する方を募集します!







## 目 的

市民のみなさんの健康を守り、生活の安心を支える地域医療を守っていくため、将来、庄原市内の医療機関等に医師、看護師、助産師及び准看護師（以下「医療従事者」という。）として勤務しようとする方に対し、修学等に必要な資金を貸付け、そして、資格取得後、**庄原市内の医療機関等（※１）**に実際に医療従事者として勤務していただくことを目的としています。

※１ 医療機関等とは、庄原市内の病院、診療所、学校、保育所、幼稚園及び介護保険サービス事業所をいう。

## 制度の特徴

- ①貸付対象者は、「将来、庄原市内で従事しようとする意思を有する方」で、住所要件は設けません。
- ②目的達成のため所得制限を設けません。
- ③大学又は養成施設（※２）に現在、在学中の方も貸付対象者とします。
- ④大学又は養成施設に入学する方に対して、「入学支度金」の貸付けを設けます。
- ⑤庄原市内の医療機関等に一定期間勤務すれば、奨学金返還の全部又は一部を免除します。

※２ 養成施設とは、保健師助産師看護師法に規定する文部科学大臣、厚生労働大臣若しくは都道府県知事が指定した学校又は養成所をいう。

## 奨学金貸付の対象者

次のいずれかに該当する者で、将来、医療従事者として実際に庄原市内の医療機関等で従事する意思を有する者。ただし、庄原市が設ける他の奨学金制度を現に受けていないこと。

- ①大学の医学を履修する課程に在学する者
- ②養成施設で、看護学生等（※３）として履修する課程に在学する者

※３ 看護学生等とは、看護師・助産師又は准看護師のいずれかの資格を取得しようとする者をいう。

## 貸付金額

- ①医 学 生  
月額200,000円以内  
（学校及び通学の区分はありません）  
入学支度金1,000,000円以内  
（入学時のみ、入学金相当額を限度とします）
- ②看護学生等  
月額は、学校及び通学の区分別となっています。  
入学支度金500,000円以内  
（入学時のみ、入学金相当額を限度とします）

〔看護学生等月額〕

| 区 分     |     | 貸付月額  |            |
|---------|-----|-------|------------|
| 大 学     | 国公立 | 自宅通学  | 60,000円以内  |
|         |     | 自宅外通学 | 80,000円以内  |
|         | 私 立 | 自宅通学  | 80,000円以内  |
|         |     | 自宅外通学 | 100,000円以内 |
| 看護師養成所  |     | 自宅通学  | 50,000円以内  |
|         |     | 自宅外通学 | 70,000円以内  |
| 准看護師養成所 |     | 自宅通学  | 30,000円以内  |
|         |     | 自宅外通学 | 50,000円以内  |

## 貸付期間（上限期間）

- ◎医学生 6年    ◎看護学生（看護師） 5年  
◎看護学生（准看護師） 2年    ◎助産師 4年

## 募集定員

- ◎医学生 若干名    ◎看護学生等 10名以内

## 奨学金の貸付方法

4月（4月分、5月分、6月分）、7月（7月分、8月分、9月分）、10月（10月分、11月分、12月分）、1月（1月分、2月分、3月分）に当該月分を指定の口座に振り込みます。  
なお、初年度は、4月の振込みが6月～7月となります。また、入学支度金は、6月～7月に振り込む奨学金と合算して振り込みます。



## 奨学金の返還の猶予

- ①医師の免許を取得した後、引続き臨床研修を受けているとき。
- ②臨床研修を終了した日の翌日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間(4年に満たない場合は、4年。以下「対象期間」という。)において、3年を限度として市外の医療機関等に医療従事者として勤務するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める期間を対象期間に加えることができる。
  - ア 次の③により大学、大学院又は養成施設に在学する場合、4年を限度とする期間
  - イ 次の④による医療技術の向上を目的とした海外留学その他市長が特に必要と認めた場合2年を限度とする期間
- ③医療従事者の免許を取得した後、大学、大学院又は養成施設に在学しているとき。ただし、在学の期間は、4年を限度とする。
- ④医療技術の向上を目的とした海外留学その他市長が特に必要と認めたとき。ただし、当該期間は、2年を限度とする。
- ⑤大学又は養成施設を卒業後、1年を限度として、医療従事者の免許を取得しようとするとき。
- ⑥医学生  
臨床研修を終了した日の翌日以降で、市内の医療機関等に勤務しているとき。
- ⑦看護学生等  
必要な資格を取得し、**直ちに**市内の医療機関等に、**継続して**勤務しているとき。
- ⑧1年を限度として、心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

## 奨学金の返還免除

### (1)奨学金の全額返還免除

#### ①医学生

臨床研修を終了した日の翌日から、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、庄原市内の医療機関等に勤務したとき。(ただし、この奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間が3年に満たない場

例

医学生(入学金相当額100万円の場合)

貸付期間6年間(240万円/年×6年+入学支度金100万円=1,540万円)

⇒庄原市内での勤務期間9年間⇒**全額免除**

#### ②看護学生等

必要な資格を取得し、**直ちに**庄原市内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、**継続して**庄原市内の医療機関等に勤務したとき。

例

看護学生(大学(私立・自宅外通学)・入学金相当額50万円の場合)

貸付期間4年間(120万円/年×4年+入学支度金50万円=530万円)

⇒庄原市内での勤務期間6年間⇒**全額免除**

### (2)奨学金の返還の一部免除

医療従事者が市内の医療機関等に勤務した期間に応じて、次のとおり奨学金の返還の一部を免除します。

未返還額に市内の医療機関等に勤務した年数を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除した割合を乗じて得た額。

例

①医学生 貸付期間6年間 ⇒ 庄原市内での勤務期間5年間

⇒5年間(市内での勤務期間)/9年間(貸付期間の1.5倍)=**約56%を一部返還免除**

②看護学生 貸付期間4年間 ⇒ 庄原市内での勤務期間2年間

⇒2年間(市内での勤務期間)/6年間(貸付期間の1.5倍)=**約33%を一部返還免除**

## 貸付者の決定

庄原市医療従事者育成奨学金貸付審査会において、提出された書類等に基づき、応募者本人との面接を行い貸付者を決定します。

## 連帯保証人

2名の連帯保証人が必要です。なお、その内1名の連帯保証人は申請者及び他の連帯保証人と生計を同一としない者としてします。

## 奨学金の返還

奨学金の全額免除又は一部免除に該当しない場合は、10年以内に「月賦」「半年賦」「年賦」又は「一括」のいずれかの方法で返還しなければなりません。(無利子)

＜全額返還の参考例＞ ※10年間の月賦で返還する場合

|       |                              |            |
|-------|------------------------------|------------|
| 医 学 生 | (入学金相当額100万円の場合)             |            |
|       | (6年間×20万円/月+入学支度金100万円)      | 月額 約12万8千円 |
| 看護学生  | (大学生・私立・自宅外通学 入学金相当額50万円の場合) |            |
|       | (4年間×10万円/月+入学支度金50万円)       | 月額 約4万4千円  |

## 応募方法

次の提出書類を庄原市役所保健医療課に提出してください。

- ①庄原市医療従事者育成奨学金貸付申請書(様式第1号)
- ②応募理由(別記様式)
- ③誓約書(様式第4号)(連帯保証人の印鑑証明書・令和6年度市町村民税の納税証明書の添付が必要です)
- ④その他

|       |                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医学生   | <ol style="list-style-type: none"><li>1 大学の在学証明書</li><li>2 在学する大学の推薦調書又は直近に在学していた高等学校等の推薦調書(様式第2号)</li><li>3 在学する大学の学業成績表(令和7年度の入学者は除く。)</li><li>4 その他市長が必要と認める書類</li></ol>                       |
| 看護学生等 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 大学又は養成施設の在学証明書</li><li>2 在学する大学若しくは養成施設の推薦調書又は直近に在学していた高等学校等の推薦調書(様式第3号)</li><li>3 在学する大学若しくは養成施設の学業成績表(令和7年度の入学者は除く。)</li><li>4 その他市長が必要と認める書類</li></ol> |

※ 様式第1号から第4号及び別記様式は、庄原市のホームページからダウンロードできます。

## 受付期間等

申請書等の締め切りは令和7年4月25日(金)です。

※上記受付期間にご応募いただいた方は応募者本人との面接を行い決定します。

面接日は別途連絡します。

◎郵送の場合……令和7年4月25日(金)の消印まで有効

◎直接申込の場合…午前8時30分～午後5時15分まで(土・日及び祝祭日を除く)



# 守りたい! 地域医療

## お問合せ先

広島県庄原市役所 保健医療課医療予防係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 ☎0824-73-1155

●Eメール [hoken-iryuu@city.shobara.lg.jp](mailto:hoken-iryuu@city.shobara.lg.jp)

●ホームページ <https://www.city.shobara.hiroshima.jp>

発行●庄原市の地域医療を考える会

